

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の37ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方で、平成30年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成30年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を平成31年(2019年)3月15日(金)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、平成30年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を平成31年(2019年)3月15日(金)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項(その国外財産の価額を除きます。)の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきっている

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。
- 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 申告書、各種計算書、明細書及び説明書等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。